

平成30年第1回美祢市議会臨時会会議録

平成30年1月16日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
観光商工部 観光総務課長	荒川逸男	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	総務部税務課長	池田正義
市民福祉部 市民課長	中嶋一彦	市民福祉部 高齢福祉課長	河村充展
建設農林部 農林課長	市村祥二	建設農林部 建設課長	中村壽志
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業 管理者	波佐間敏	代表監査委員	重村暢之
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
消防長	松永潤	教育委員会 事務局長	金子彰
病院事業局 管理部長	安村芳武	上下水道局長	杉原功一

教育委員会事務局
教育総務課長
上下水道局
施設課長

千々松 雅 幸
岡 田 健 二

教育委員会事務局
文化財保護課長 井 上 辰 巳

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正
について

日程第 4 議案第 2号 平成29年度美祢市一般会計補正予算（第7号）

日程第 5 議案第 3号 平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）

日程第 6 議案第 4号 平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第
2号）

日程第 7 議案第 5号 平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第 8 議案第 6号 平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）

日程第 9 議案第 7号 平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第10 議案第 8号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改
正について

日程第11 議案第 9号 損害賠償の額を定めることについて

6. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○議長（荒山光広君） これより、平成30年第1回美祢市議会臨時会を開会いたします。

〔議長 荒山光広君 登壇〕

○議長（荒山光広君） 平成30年第1回美祢市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

輝かしい平成30年の新春を迎え、市民の皆様、執行部の皆様、また、議員の皆様のご健やかなお姿に接し、新年の御挨拶を申し上げますことを心から光栄に存ずる次第であります。

美祢市は、本年3月、新美祢市誕生10年を迎えることとなりますが、第一次美祢市総合計画後期基本計画や美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、交流拠点都市、観光立市の創造を目指した行財政運営がなされておりますことは、関係各位の御理解と御協力の賜物と存じます。

さて、地方創生という名のもと、地域間競争の時代と言われて久しく、各自治体において、地域の特色やアイデアを生かしたまちづくりに取り組んでいる中、広域連携による地域活性化を図るといった新たな動きも本格化してまいります。

こうした中、住民に最も身近な存在である基礎自治体美祢市の役割はますます重要になっております。二元代表制のもと、その一翼を担う市議会は、執行機関との立場や機能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保ちつつ、より身近で開かれた議会であるとともに、誠実かつ着実な議会運営、さらに、行政運営の監視と評価に加え、独自の政策立案も求められております。

これらを踏まえ、本市議会は各地域で議会報告会を開催するなど、市民の皆様からいただいた御意見・御要望を取りまとめ、自由闊達な議論により、市政における課題、論点、争点を市民の皆様にも明確にする責務があります。

今後、本市が抱えております諸課題に対し、迅速かつ的確に対応しながら、市民の皆様が安全で安心な暮らしができ、活力と潤いに満ちたまちづくりの推進のため、さらなる努力と研さんを積み重ねてまいり所存であります。

どうか、市民の皆様、執行部の皆様のご温かい御理解と絶大なる御協力を賜りますよう、節にお願い申し上げます、年頭の御挨拶といたします。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

〔議長 荒山光広君 議長席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、市長より年頭の御挨拶がございます。西岡市長、よろしく願いいたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 平成30年の年頭に当たりまして、議長及び議員の皆様にご挨拶申し上げますとともに、平素から市政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、このMYTをごらんの市民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったことと、お喜びを申し上げます。

さて、本年3月21日は新美祢市が誕生し、10年という節目の年を迎えることとなります。これまで1市2町の一体感の醸成はもとより、第一次美祢市総合計画に基づく諸施策が順調に推進できますことは、議員の皆様を初め市民の皆様の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

来る3月21日には関係各位に御臨席を賜り、記念式典を挙ることとしておりまして、これまで本市の発展に御尽力いただいた皆様にご挨拶申し上げますとともに、将来の本市を見据え、さらなる発展と飛躍に向けた新たなスタートが切れるものと思っております。

また、本年は明治改元から起算し150年を迎えます。幕末から明治期にかけ、急速な改革は先人たちの志や行動力によるものでありまして、明治維新をきっかけに、日本は立憲政治・議会政治の導入や技術革新と産業化の推進を図るなど、近代化の歩みを進め、国としての基本的な形を築き上げました。

そして、明治150年の中核イベントとして、「山口ゆめ花博」が、山口きらら博記念公園で本年9月14日から11月4日まで開催されます。本市におきましても市町デーの参加や連携イベントの開催など、成功に向け全面的に協力をしてまいります。

さらに、合併10周年及び明治150年に関連したさまざまな記念事業を計画しておりますことから、市民の皆様には御協力いただきますとともに、多くの皆様楽しんでいただければ幸いです。

現在、来年度の当初予算編成を進めておりますが、今後、本庁舎等の整備方針を決定することや、上下水道事業の関連施設の整備など、多くの施策・事業を控えて

いるところであります。この中で、さまざまな機会で申し上げます「市民が主役のまちづくり」、「住みたくなる、住み続けたいまちの創造」、「教育充実都市」、「地域経済の活性化、雇用の拡大」、「市行財政改革の推進」の五つの柱を具現化することにより、第一次美祢市総合計画の最重要プロジェクトに位置づけています「定住促進」につなげてまいりたいと考えております。

どうぞ、議員の皆様を初め市民の皆様には、これまで以上の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

結びになりますが、本年も議長を初め議員の皆様が御健勝で、美祢市議会がさらなる発展を遂げられますとともに、市民の皆様におかれましては、この1年が健康で喜びに満ちた年となりますことを心から祈念申し上げまして、年頭の御挨拶いたします。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第1号から議案第9号までの9件、事務局からは、会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、秋枝秀稔議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第1回美祢市議会臨時会に提出しました、議案9件について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布され、平成30年1月1日から施行されることに伴い、同規則を引用する美祢市税条例の適用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成29年度美祢市一般会計補正予算（第7号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定等に伴う人件費の補正、及び今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費を追加するものであります。

それでは、歳出から御説明をいたします。

まず、職員の給与改定等に伴う人件費について、3,165万3,000円を追加するとともに、他会計に対する操出金を200万7,000円追加しております。

続いて、人件費以外について御説明します。

農林費において、鳥獣被害緊急総合対策事業補助金を64万円追加しております。

次に、土木費において、アスベスト含有調査に係る業務委託料及び市営住宅のふぐあいに伴う損害賠償金として、合わせて211万1,000円追加しております。

一方、歳入では、国・県支出金を195万1,000円追加するとともに、基金繰入金を3,446万1,000円追加しております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,641万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億6,61

8万5,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

美祢市学校給食センター整備運営PFI導入可能性調査業務を追加しております。

議案第3号から議案第7号までは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定等に伴う、人件費の補正であります。

議案第3号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,919万円とするものであります。

議案第4号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）では、歳出において、一般職員人件費を94万7,000円追加する一方で、予備費を同額の94万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,128万7,000円とするものであります。

議案第5号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,654万5,000円とするものであります。

議案第6号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億675万3,000円とするものであります。

議案第7号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億584万2,000円とするものであります。

議案第8号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて職員等の給与改定を行うため、関係する四つの条例の一部改正をするものであります。

まず、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の改正の主な内容は、給料月額を昨年4月分から平均0.15%引き上げるとともに、勤勉手当を0.1カ月分増額するものであります。

なお、勤勉手当については、今年度は12月期の支給額を現行から0.1カ月分

増額し、来年度以降は6月期及び12月期の支給額をそれぞれ現行から0.05カ月分増額するものであります。

また、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例においては、勤勉手当を同様に改正するとともに、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例においては、期末手当を、今年度は12月期の支給額を現行から0.05カ月分増額し、来年度以降は6月期及び12月期の支給額をそれぞれ現行から0.025カ月分増額するものであります。

議案第9号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、平成29年4月17日及び10月6日の豪雨において、市が所有する特定公共賃貸住宅白土団地621号で雨漏りが発生したことにより、入居者の家財に対する損害賠償の義務が生じたため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました、議案9件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4、議案第2号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 大きくは2点にわたってお聞きしたいんですが、まず予算書の2-27ページ。土木費のことなんですが、まず、公共施設の総合管理計画。この関連をして、恐らく公営住宅の維持管理事業計画の委託事業と、こういうことだろうと思うんですが、12月議会でも、私、一般質問で申し上げましたが、なかなか答えが、的確な答えが出なかったんです。総合計画そのものと個別計画。これらが私は同時進行で行くべきだと思っているんですが、今年30年度に策定するという答弁でございました。これと関係があるのか、どうか。

9号議案にもありますように、市営住宅が雨漏りがしたから、いわゆる損害賠償額の賠償の義務が生じた、ということが言われておりますが、そのことについて、平素の管理状況。これが適切であったのか、どうか。

それから、2点目が雨漏りの原因。それから3番目が損害額の査定方法なんです。どういう査定になっているのか。4番目が損害賠償の義務が生じたということならば、入居時の契約内容がどうであったのかと、こういう4点について、お聞きしたいと。

それから関連で、公共施設の維持管理計画。こういうの、進捗状況を併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、公営住宅維持管理事業の業務委託料の131万円のことについてであります。これにつきましては、アスベストの含有分析調査の業務委託料でございます。ですから、今、竹岡議員の言われる総合計画なり個別計画についての業務委託料ではございません。ただ、今現在、新年度予算のほうで、公営住宅の長寿命化

計画、こちらのほうを作成するように計画しております。

続きまして、その下にありますが、賠償金のことでの御質問でございます。

まず最初に、原因についてでございます。原因につきましては、昨年の4月17日の豪雨により、白土団地の621号室において雨漏りが発生したということであり、加えて、10月6日の豪雨によりまして、別の箇所からの雨漏りがその621号室にあったということで、それに対する損害の賠償金となっております。

続きまして……先に、維持管理が適切だったかという御質問があったかと思いません。平素の維持管理につきましては、白土団地は空き室が御存じのように多いため、職員による点検等は行っておったわけですが、それが定期的と言われたらどうかというところなんですけれども、雨漏りのあった前後の点検の状況はできてなかったかと思っております。

それと、賠償金の査定方法についてでございます。こちらにつきましては、職員が雨漏りの状況を調査し、その内容につきましても、形状、そして、材質等をよく精査した結果の金額となっております。

それと、最後になりますが、入居時の契約状況というところでございます。基本的に市営住宅は建物総合損害共済に加入しております。このたびの雨漏りについてですが、その維持管理のところの問題で、この損害共済の保険に適用にならないというところございまして、共済での補償金は出ないということになっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 個別計画は、例えば、住宅の今のアスベスト含有検査だけだと、こういうことなんです、私が申し上げたいのは、個別管理計画というのは維持管理をどうするのか。それから建てかえはどうやるのか。それから、どういう延命策をとるのかという、いろんな項目があろうと思うんです。その中で、じゃあ、アスベストの問題はどうするのかというのは、当然出てくるものだろうというふうに認識しておりましたが、それはちょっと今の答弁では違うと、こういう認識でいいか、どうか。

それから、4月と10月、2度の雨漏りでと、こうおっしゃったんです。4月、第1回目のときからすれば、半年も経過しているわけです。その間、適切に維持管理作業がされたのか。それから査定は職員とおっしゃったですね。専門的な知識

を持っておられての損害査定をやられた、そういう職員がいらっしゃるのかどうかわかりませんが、それをお尋ねしたつもりなんです。

もう1点は、入居時に入居者と市との契約条項の中に、こうした自然災害が起きた場合、あるいは、管理不十分で雨漏りが起きたと、こういう認識だろうと思うんですが、そのときには市が家財道具等を含めて損害賠償をやりますという契約があるのかどうなのかと、そういう意味でお尋ねをしたんですが、もう一度、御答弁願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

アスベスト含有分析調査につきましては、この調査結果は長寿命化修繕計画のほうに反映させるということになるかと思っておりますので、これを踏まえた長寿命化計画を作成してまいりたいと思っております。

続きまして、雨漏りの件でございます。少し詳しく状況のほうを御説明させていただこうかと思っております。雨漏りの原因といたしましては、昨年4月17日の豪雨によりまして、隣の622号室が空き室となっております。そのルーフテラスの排水溝に枯れ葉などが詰まり、ルーフテラスがプールのような状態となり、そこからあふれ出た雨水が室内の天井を伝い、ほこりや汚れを伴って621号室にあふれ出たものでございます。

原因である隣の空き室につきましては、雨漏り発生までの5年10カ月の間、入居者がいない状態が続いており、職員により定期的な状態確認は行っておりましたが、建物の配置が団地の中の最も北側のところにあり、問題のベランダの周辺が山林という状況で、強風により枯れ葉等が吹き込み、ルーフテラスの排水溝を塞ぎ、今回の雨漏りが発生したものでございます。

入居者から動画や写真により状況を説明していただき、現地確認をいたしました。和室、押し入れ、キッチン、リビング、トイレ、脱衣所等、あちらこちらから雨漏りが発生し、室内でも傘が必要なぐらいの量の雨漏りで、多くの家財が濡れ、特に押し入れの布団類などが被害に遭っており、汚れと悪臭により再使用をすることが不可能な状況でございました。

また、10月6日の豪雨による雨漏りにつきましては、入居中である621号室

のルーフテラスの排水溝回りの防水シートのふぐあいによるものでございまして、雨漏りの箇所及び量は大了ことはございませんでしたが、その際の現場検証で、4月の雨漏りによる湿気等の影響により、最近使っていない部屋のベッドの側面や裏面、また、台座の引き出し内にカビが発生し、併せて汚れと悪臭があることから、再使用は不可能な状況でございました。

損害賠償の内容については、布団類とカーテン類とベッドでございまして、職員で再使用できない旨の確認をしており、損害賠償の額につきましては、形状、材質等、同等品であることを確認しております。

以上が2番目の質問の経緯的なものでございます。

続きまして、職員の査定ということで、これについて、それに特化した職員はおりませんけれども、材質と形状、それとネット等で金額の同等である等の調査をした結果でございます。

それと、入居者と市との契約の中にそういう自然災害等で、市が賠償するかどうかの旨のことが書いてあるかというところでございますが、その際の文言について、ちょっと確認しておりませんので、基本的に、この雨漏りの主原因が隣の空き室の維持管理というところが主原因でございますので、管理者である市が全面的に補償していくべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 多分、この件、また、予算委員会で他の議員さんもやられるだろうと思いますし、もう少しちょっと議論をしたいと思うんですが、次に、この2号で――2条ですか。2条に債務負担行為が出ていると思います。そして、学校給食、いわゆる共同調理場のPPPを検証してみようと、こういう予算だろうと思うんで、これも12月議会随分と議論をしたと思うんです。そこで、最終的には修正案が出て、原案が訂正されたというような事態まで起きた議論を重ねたものであるわけではありますが、そのときも、いろいろ、ちょっと申し上げたんですが、もう1回ちょっとお聞きをしたいと思うんです。PFI方式を導入するときに当たって、執行部は全く検証するのに白紙状態での委託なのか。あるいは、これ、執行部何かのお考えがあるかどうかということなんですが、例えば、共同調理場を民間に、もし、やってもらうような、いわゆる条件といいますか、そういうものを考えてみ

ますと、例えば、介護保険法による今毎日給食ですか、これもやっていると思うんです。こういう事業もやってもいいよとか、あるいは、第六次産業化の加工品食品をつくるようなことも考えてもいいよと。

もう一つは、病院食です。美祢市は二つの病院を持っております。こういうものも含めてというような考え方を……あるのかないのか。これによって、この間もP P Pの研修会を今年入って早々1月5日やったですか、あったと思うんです。そのときにも、岡山議員が質問されよったですが、バリュー・フォー・マネー。いわゆる、これも非常に計算の仕方が画一的なんですね。非常に簡素化をしたつもりなんでしょうけど、私は、大事なのはそこから控除をする収入なんです。いわゆるインシヤルコスト、ランニングコスト、最後のそれこそ終末の何をどうするか。これを全部含めたトータルコストの中で比較計算するのも大事なんです。確かにそれも大事なんです。

ですが、先ほど申し上げたような収益的事業をすることによって、逆には市の負担を減すということも可能なんですね。そこで、そうした問題、それから予定地は多分公共下水道がなかったと思います。そうしますと、かなりの大きな投資をして、浄化槽をつくらなくちゃいけない。厚東川水域ですから、どの程度の許可要るか、わかりませんが、そうしたものも含めて、いわゆる位置的な問題。浄化槽で投資したほうが安くつくのか、あるいは、公共下水のほうが安くつくのか。そうした、いわゆる、ライフサイクルコストを検証まで委託をするのか。いわゆる収益事業に対して、民間のノウハウを活用するというのが一番のこの検証するときのポイントであろうと、私は思うわけですが、その辺で執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） ただいまの竹岡議員の収益的事業も含めてのP F Iの可能性調査かということでございます。

現在、教育委員会といたしましては、給食のみを考えておるところでございますが、いただきました御意見を、これ全庁的な話になろうかと思っておりますので、そのP F I可能性調査の前に全庁的にそのことも含めて検討して発注をするという形にしたいというふうに思います。

適地については、ちょっと課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 千々松教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（千々松雅幸君） 施設の整備予定地についてでございます。御指摘のありましたように、ライフサイクルコストを改めて考え直しまして、その適地調査というの、この業務の中で取り組んでいきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他よろしいですか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、竹岡議員のほうから、住宅管理費、そして、美祢市の学校給食センター整備運営、P F I 導入可能性調査、こういった事案がもう出ました。これについては、もう、質疑しようと思いましたが、これはもう予算決算委員会等で、委員会ですっきりと行ってまいりたいと思います。

それで、1点だけ、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今、市長のほうからも提案理由として、今回の予算として、この基金繰入金を3,446万1,000円、この基金と言っても財政調整基金繰入金の額です。これは2-11ページにこのことを提案理由として、市長から説明が今あったところです。それで、今回は、この費用として、歳出として、総務費とこの教育費等、特に職員の人件費に充てられる。こういった額として、歳出として、宛てがわれております。それが財政調整基金から入っていったということでしょう。

それで、12月度議会もお話しましたが、今、美祢市の基準財政需要額、全体として予算が173億円程度ですけれども、実際、基準財政需要額については100億であろうという説明もありました。そのうちの財政調整基金というものは10%ということで、美祢市にとっては10億であろうということでした。実際それが今26億で積み立て基金があります。

それで、今後、年度末になると不用額というのが発生します。予算の。それが不用額として出た場合には、財政調整基金に入って、また、最後の交付税措置として国から入ってきます。そういったお金というのが特定財源できちっと決まっておればいいけれども、決まってない場合が多いわけです。それで、それを今後のためちゅうことで、財政調整基金に入れるということで、これが、額が今後ともしっかりとふえてくる可能性がありますよね。

それで、それだけ実際の市の財政状況ちゅうのは、それほどよくはないわけであ

りますけれども、今申し上げた財政調整基金というものが26億と今後少し上がっていくようになれば、国のほうから、今合併によって、合併暫定替えによって、交付税措置が下がっていく。そういう状況の中に、こういった財政調整基金がふえていくところを見た場合、国からの措置として、市はこれだけの財政調整基金があるから、この地方交付税はちょっと通常よりも減らしていてもいいんじゃないかと、そういうところに国が見ていく可能性もあるかなと思っていますので、その辺の心配はないのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） ただいまの岡山議員の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、財政調整基金の性格でございますが、この1月議会におきましても、人件費の補正と農林費及び土木費の事業の補正が歳出のほうであります。それに対します歳入としまして、土木費と農林費につきましては、国・県補助金が入っております。特定財源としてなっております。そのほかの部分の歳出に対する歳入の差分については財政調整基金から繰り入れておりますが、もともと財政調整基金と言いますのが収支の均衡をとるための過不足に対して調整するための基金でございますので、この1月補正については、こういう繰り入れをしているところでございます。

また、財政調整基金の額等についてでございますが、本市においても基準財政収入額というよりは標準財政規模の10%とこちらでは考えておりますが、標準財政規模の10%でございますので、100億ですとおおよそ10億が適当ではないかと常々申しておるところでございますけれども、今現状25億弱ぐらいございますけれども、それに比べますと現状は多くございますが、今後財源を調整するための基金でございますので、財源不足が発生いたしますと、こちらのほうから繰り入れることとしておりまして、今後の財政収支、計画の見込みからしますと、この繰入額はだんだんふえてくるだろうと考えておりまして、それに伴いまして、財政調整基金も減少するであろうと考えております。

また、国のほうから、財政調整基金が過大に多いことによりまして、ペナルティと言いますか、交付税を抑えるとかという措置、そういったものは、現状ではございません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 国から基準財政需要額10%が、財政調整基金が結構あっても、国からの正式なペナルティはないということで聞きましたので、ちょっと安心しましたが、今後しっかりと美祢市にあっては、これから老朽化に伴って更新する施設というのは確かにふえてきているし、学校給食センターのこういった今後PFI導入での施設の改良、こういったところもしっかりと見込まれておられますので、国からいろんな指摘があったときには、もう既にそれは、財政調整基金は、もう、そういったところに今後は、今あるけれども、活用していくことで、基本的には特定財源じゃないですけど、行くところは決まっているということの、こういった説明もしていかないといけんのではないかと考えていますけど、そんと説明は関係ないですか。もし、そういったことも必要ではないかと思えますけど、この点についてはどうでしょうか。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） 今後財政計画収支の見通しからいたしましても、建物更新でありますとか、それに関係いたします経費が今後課題になろうと考えております。それに伴いまして、財政調整基金とほかの基金についても適切に繰り入れていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他、はい、西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の国の今情報、新聞等、テレビ等でお聞きになって、岡山議員の御心配の発言だろうというふうに思っております。財政基金が過剰に積み上げると交付税措置として交付税の額を減らすのではないかという、そういう議論、財務省の中で行われているというような報道を私も聞いております。

また、そういった報道も全国市長会の中で、そういったことはないようにということで、全国市長会の中でも総務大臣を通じて、交付税の減額については、財政調整基金がふえようとも、しないようにという申し入れはしっかり行っておりますし、また、これからも、これは全国各地、美祢市だけの問題ではございませんので、当然市長会等を通じて、国のほうに申し入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第2号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第3号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第4号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第5号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第6号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第7号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついでに質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第8号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第9号は所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この間に総務民生委員会、教育経済委員会、予算決算委員会の開催をお願いいたします。

午後1時52分休憩

午後4時45分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。

日程第4、議案第2号から日程第11、議案第9号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、本日開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案2件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて、原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

議案第9号損害賠償の額を定めることについて、委員より、このたびの雨漏りは、市営住宅の空き室の管理が不十分であったことに起因しているが、入居者がいれば、

発見も早く、今回のような事態にはならなかったのではないかとこの質疑に対し、執行部より、入居者をふやしていく施策も必要であると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、市営住宅の修繕料の予算規模は適切かとの質疑に対し、執行部より、雨漏りやシロアリ被害など緊急性の高い修繕を優先的に対応していますが、予算不足が発生している状況ですとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、本日開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出の議案第3号及び議案第5号から議案第8号の4件、計5件について、委員全員出席のもと慎重に審査しましたところ、質疑・意見もなく、全会一致にて、全て原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、本日開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本会議において、本委員会に付託されました、議案第2号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の1件について、先ほど委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、賛成多数にて、原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて、御報告いたします。

委員より、給食センター整備運営PFI導入可能性業務に伴う債務負担行為の補正が計上されている。これはPFI導入を前提としたものか。また、調査結果が得られるのはいつごろかとの質疑に対し、執行部より、本業務はPFI導入の可能性を客観的に調査するもので、導入ありきの調査ではありません。なお、本委託業務開始から半年程度先には調査結果が得られるものと考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、委託先の業者選定方法はいかがされるお考えかとの質疑に対し、執行部より、プロポーザル形式で行うことを考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、本市職員のラスパイレス指数が他市と比較して高目であることについて質疑がなされ、執行部より、ラスパイレス指数の算出方法等について、詳細に説明がなされました。

次に、委員より、公営住宅維持管理事業において、アスベスト含有調査を実施されるが、対象団地についてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、森時団地ほか7団地を対象に調査を実施することとしていますとの答弁がありました。

最後に、議案に対する反対意見がありましたので、御報告いたします。

委員より、給食センターは民間委託により運営すべきではないと考えている。PFI導入可能性調査業務について債務負担行為の補正がなされる本議案に反対するとの意見がありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第10、議案第8号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。学校給食センター整備運営のPFI導入の調査業務として、債務負担行為の補正がしてあります。今回の補正に反対いたします。

美祢市を担う子供の心身の成長に大きくかかわる学校給食事業を民間委託にするべきではありません。今回の補正は、PFI導入の調査といえども、民間委託に道を開くものと考え、この議案に反対をいたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） ただいまの債務負担行為に関する補正が出ておるわけですが、反対意見が、ただ学校給食が民営化される、あるいは、民間委託をされるべきものではないというふうな反対意見だというふうに思うわけですが、このたび——このたびといいますか、私どもは、ここ数年にわたる本市における投資的な事業について、多くの議論を重ねて既に来ておりますが、基本的にここ数年の間に120億超の大型の投資が予定をされております。さらに、道路とか、橋梁とかのインフラの整備も大きな課題になってまいります。箱物は削減をすることが可能ですが、道路、橋梁等のインフラについては、これは人口が減ったからといって、削減をするということは、まず恐らく不可能でしょう。

こういうふうな、あらゆる本市が当面考えていかなければならない事業を取り組むに当たって、やはり、P F IあるいはP P Pとかの民間活力の導入ということは、私は避けて通れない大きな課題だろうというふうに考えております。当然、これらの諸課題に最大限、もちろん可能かどうかは受け手の問題、企業にもあるわけですから、可能性はあらゆる手段を通じて、追及をするべきであろうというふうに思っております。こういう点から、本補正予算には賛成をいたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） はい。結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号損害賠償の額を定めることについての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、執行部から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 議長のお許しをいただきましたので、昨年末に解体をされました伊佐町の奇兵隊宿営地につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、私からは、奇兵隊宿営地建物及び門が解体をされました経緯と解体までの教育委員会事務局の対応について申し上げたいと思います。

昨年6月中旬ごろですが、所有者の方から、現在、奇兵隊宿営地建物は空き家であり、また、老朽化しているため、いつ、倒壊してもおかしくないので、建物と庭口の門を解体したい。解体費用の見積もりをとっており、解体は年末の予定であるとの電話連絡がございました。奇兵隊宿営地建物及び門につきましては、市指定の文化財ではないため、所有者から市への報告義務はございませんが、維新100年記念の標柱が立ててあったため、持ち主の方が善意で御連絡をされたというふうに考えております。

この電話を受けました2日後になりますが、所有者の方に許可をいただきまして、建物には入りませんでしたが、敷地内において文化財保護審議会委員である有識者の方とともに現地確認を行いました。現地確認の結果、門は外見や使用された瓦などから、幕末には建設されていた可能性があるというふうに推定はされましたが、棟札等が確認できなかったため、建築年代を確定するには至りませんでした。

また、敷地内には江戸時代の物と推定できるような建物もございましたが、これも確実ではなく、何度か改修を行っているように見受けられたところでございます。

現地確認で建築年代が確認できなかったため、次に指定文化財として価値づけが

できるかどうか、建物等の調査を行っている論文等の関連文献調査を行ったところ
でございます。その結果、門は江戸時代後半をしのばせるものであるというふうに
記載する文献もございましたが、建物や門そのものに奇兵隊との関係性を示す根拠
は確認をできなかつたところでございます。

また、平成23年度に開催をいたしました文化財保護審議会では、門の修理につ
いて議論をされたところでございますが、門そのものよりも奇兵隊宿营地となった
場所であるということ自体が重要であるとの見解が示されたところでございます。

以上のことを踏まえまして、教育委員会事務局内で協議をいたしました結果、建
物や門を残してもらうように所有者の方に依頼をいたしましても、倒壊のおそれ
に対する所有者の方の不安を拭うことはできない。また、門だけでも、当時の技術等
で復元修理をした場合、費用は約800万円かかるということが試算されておしま
して、所有者に大きな負担を強いることになる。さらに、市文化財に指定をされて
いないため、市の予算で修理することも困難である等の理由から、教育委員会事務
局といたしましては、所有者の方の御希望を最優先にいたし、解体はやむを得ない
ことと判断をいたしました次第でございます。

しかしながら、市指定文化財ではないとは言いながら、当時の姿をとどめている
と思われる門につきましては、事前に記録保存を行い、その後、解体工事に立ち会
うことといたしましたところでございます。

記録保存とは、失われる文化財等に対しまして行います措置で、写真撮影であり
ますとか、測量図を作成し、その特徴を記録して保存することを言います。

そして、重要な資料の散逸を防ぐため、解体工事に立会して、門の棟札の有無を
確認するとともに、部材や瓦、下張りに古文書が再利用されている場合は、ふすま
等の表具を持ち帰りまして、調査を行うことにいたしましたところでございます。

この記録保存に関しましては、文化財保護審議会委員である有識者同席のもと、
現地で所有者の方と立会をいたしまして、門の測量図作成、ふすまなどの持ち帰り
について了承を得たところでございます。

実際の記録保存につきましては、昨年8月から9月にかけて、文化財保護課、
埋蔵文化財専門職員と作業員1名が門の測量を実施をいたしましたところござい
ます。

測量図は、スケールが20分の1で、外側からの立面図、西側の立面図、裏側か
らの立面図を作成をいたしました。

また、門の詳細箇所を含めた写真撮影も行ったところでございます。

1 1 月後半になりまして、建物の解体工事に着工したとの連絡を受けましたので、現地に出向しまして、ふすまの一部を剥がして、下張りを確認し、手書きの古文書が確認をできました約 10 枚のふすまを持ち帰ったところでございます。

1 2 月に入りまして、門の解体を行うとの連絡を受けましたので、文化財保護審議会委員とともに立会を行いまして、建築年代を示す棟札がないことを確認をいたしました。そして、主要な瓦や維新 100 年記念の標柱等を持ち帰ったところでございます。

奇兵隊宿営地建物及び門が個人の所有であること、そして、市指定文化財ではなく、また、その可能性を追求いたしました結果、指定に至らなかった経緯の中で、ただいま御報告をいたしましたとおり、教育委員会事務局では、でき得る限りの対応はいたしたつもりであります。

以上が、奇兵隊宿営地建物及び門が解体されました経緯と解体までの教育委員会事務局の対応についてでございます。

私からの報告は以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 私のほうからは、関連して一言申し上げたいと思います。

ただいま、局長がこれまでの経緯について説明いたしました。が、所管する教育委員会としまして、美祢市フィルムコミッションの一部に採用されていることへの認識の甘さや明治維新 150 年の年でもあり、解体の話があった時点で、市長へ報告を上げていけば、また違った展開があったかもしれません。山口県として盛り上がりを見せている中、教育委員会事務局としての判断ではありますが、盛り上がりにも水を差すようなこととなり、その責任は私にあると考えております。

今後、今回のことを反省し、全市的な視野に立って配慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ただいまの教育委員会のほうから報告があったわけですが、先週、私が議会運営委員会の折に、その後のことについて、どうなったんかと、いわゆる 12 月議会でも申し上げましたが、誰に責任があるんかという話を

申し上げました。先ほど、教育長、私にありますという答弁だったんですが、残念ながら、今報告受けても、やっぱり単なる言いわけにしか聞こえないんですね。もともと文化財の保護法というのは昭和24年、戦後間もなくでありますけど、法隆寺が火災に遭って以後、これは議員立法でつくられた法律なんですけど、そうした中で、やはり、私は法の精神を守るべきだと、こういうふうに思うんです。この法律に関連して、俗に言う歴史のまちづくり法というのがあるの、御存じでしょうか。教育委員会の方、誰か御存じなら手を挙げてください。この法律に関連して、歴史まちづくり法というのが実はあるんです。そうしたことから踏まえて、ちょっとお話を申し上げたいと思うんです。

今から50年前、いわゆるこの維新100年記念のときに標柱が立てられたと思うんです。当時、そうした先人の皆さんがまだ文化財指定するかしらないかは別としてやられたと思います。そのことについて、どう、その人たちの思いを教育委員会の皆さんは考えられたのか。その1点について、また、お答えいただきたいと思います。

それから、原稿読まれたんで、ちょっとよく理解しにくかったんですが、幕末に建築されたら、そういう可能性があるという認識がありながら、確かに棟板が見つからなかったということは残念なんですけど、よく家を建てるときに棟祭りと言って、昔はやって、建てたもんなんですけど、それが見つからなかったということで、それは非常に残念なんですけど、そうはいっても、そうしたものが年代はわからないにしても、もう少し時間をかけて、調べて、ほかの方法があったんじゃないかなと、私はそのように思います。

それから、奇兵隊の宿营地として、場所ですね、その場所が大事であって、その重要性を認識はしたと。従って、保存する努力や、図面つくったり、いろいろされたところおっしゃった。しかし、例えば、いみじくも、今、教育長が言われたように、そのときに庁内協議がされてない。これが私は大きな問題があると思うんです。組織的に。そうしますと、なぜ、そこで、また、もし、庁内協議、市長のところにも報告しとったら、もっと違った形のものになったかもしれんと、こうおっしゃったんです。私もそう思っています。それを、なぜ、なされなかったのか。

それから、維新150年ということならば、むしろ、せめて、あの跡地がそうした場所であるということも踏まえて、門だけでも復元をされるお考えがあるかどうか

か。まず、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） ただいまの竹岡議員の御質問といたしますか、お話にお答えをしたいというふうに思います。

まず、最初に言われましたのが、標柱、50年前に、明治100年のときに標柱2本を立てたわけでございます。これにつきましては、美祢市郷土文化研究会、それと、美祢市教育委員会、連名という形で、2本立てております。1本には奇兵隊本陣跡。もう1本には奇兵隊評議所跡ということで、2本を立てております。

このとき、当然明治改元100年ということで、今回の150年とあわせまして、相当な盛り上がりといいますか、そういったことがあったというふうに考えております。そして、美祢市には、そういった明治維新に寄与したといいますか、そういった建物があるんだという形で、標柱を立てられたというふうに理解をしております。そのことを我々はいま一度深く考えるべきであったというふうには思っておりますのでございます。

当時は、本当に誇らしげな思いで立てられたのではないかなというふうに推察をしておるところでございます。

それと、あと、棟札等で建設時期等が特定できなかったということでございます。これについては、先ほども申し上げましたとおり、棟札、また、文献等調査した結果、確定ができなかったということでございます。しかしながら、その価値と申しますか、古い実際に奇兵隊が泊まれたと、宿営されたということは事実として残っておりますので、それが、そのことがいかに大きいかというところをきちんと認識をすべきであったということと考えております。

庁内協議につきましては、先ほども教育長のほうが申し上げたとおり、我々が実際にそういう考えでいたという認識がなかったというところで、市長まで報告を上げてなかったということでございます。当然、市長まで報告を上げておれば、フィルムコミッションないし、いろいろな文献等、パンフレット等にそれらが記載されておるということを確認をすることができましたので、教育委員会だけではなく、全市的な協議が行われたというふうに考えておるところでございます。

最後になりますが、復元というようなことを言われましたが、瓦でありますとか、立面、測量図等もとっておりますことから、復元するにつきましては、残しました

資料で可能とは考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 教育委員会さんの——まず、先ほども私言いましたけど、法の精神を遵守すべきだという話をちょっと申し上げたんです。

例えば、この文化保護法の中でも、例えば、棚田、里山、こういうものも、どういう景観保護するんかとか、あるいは、伝統的な価値のあるものを個々に捉えるんじゃなくて、先ほどもちらっと申し上げました、歴史まちづくり法。萩のまちをちょっと思い浮かべていただいたらいいと思うんです。やっぱ、全体で、ああした萩のまちというのは、毛利家があって、この中国圏を治めた。こういう一つの歴史の中で、それぞれ一つ一つとってみると価値があるかないかというのは大きなクエスチョンだろうと思います。それでも残してきたからこそ、今になって、ああいう状態ができ上がったんじゃないかと思うんです。この奇兵隊の問題についても、河原にもあれば、四郎ヶ原にもある。伊佐の本町にもある。また、今の近くの南横町にもあった。これを個々で見ると、ちょっといささかどうかなという問題もあるかもしれません。だから、従って、面的な広がりの中で判断すべきだと私は思うんです。

そこで、文化財に指定することが、教育委員会の文化保護の仕事じゃないと私は思います。その辺はいかがお考えなんですか。これは市長にもお尋ねしたいと思います。なぜなら、市長がこうした明治維新150年を迎えるに当たって指令を出しておられたら、そういうものを大事にしてくれ、どういうふうにしたいということをもし申し上げておったら、こんな事態は起きて私はないと思うんです。教育長の責任だけじゃないと思います。だから、全庁的になぜ取り上げてないのかというのは、そういう意味も含めてのことでもありますから、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

先ほど来、明治改元150周年のこの記念すべき年にあつて、美祢市が所有する歴史的な文化財が取り壊されてしまったということにつきましては、大変、私も遺

憾とっておりますし、また、残念に思っておるところでございます。

また、竹岡議員御指摘のとおり、河原にも四郎ヶ原にも、そして、伊佐の本町にも、こういった関連する、また、美東にも関連する門なり、屋敷なりが残されているというふうには認識しております。

竹岡議員御指摘のとおり、個々の一つ一つを見ていたら、今言う市の指定文化財にするような、迷うようなことがあろうかと思いますが、市全体のそういった建物を、全部をですね、一括して文化財として登録するなり、そして、今後後世に残すための保護の条例をつくるなりですね、そういった取り組みを行うべきだったろうというふうには認識をしておりますし、また、反省をしているところでございます。

しかしながら、今、解体されたものを復元をするということについては、もとのとおりには、もとのままというわけにもいきません。やはり、図面や記録はとっておりますけれども、復元するにしても、やはり、これはもう完全なレプリカになってしまいます。そういった意味からも、今後残されているこうした歴史的な価値のある文化財。市が所有するというか、市が指定する文化財になっていないところも調査をして、どう、これを後世に残していくかということを庁内で再度協議させていただいて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私も、もう、なくなったものをどうこうと言ったって、仕方がないとは思いますが、今、市長が言われたように、例えば、奇兵隊が美祿で駐屯し、それから絵堂での戦い。そうした個々の問題ではなくて、面として捉えて、全体が歴史的価値が私あろうと思うんです。先ほど、岡山議員じゃないけど、山口新聞に出たあの歴史家が落胆したって書いてありますよね。やっぱし、歴史愛好家からすると、また違う価値観を持っているわけです。そういう人たちの思いを踏みにじった形になっているから、私は申し上げているわけですが、今後につきましては、やはり、教育委員会部局だけの責任じゃなくて、全庁的にこういう問題を取り上げていただいて、やっぱし、個々の問題でなく、面的な広がりのある空間としての歴史的価値を守っていただきたいということを申し添えて終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本臨時会に――岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 本件に関しましては、1月9日の議会運営委員会において、

この件については質疑等をさせていただいたところです。

それで、今、竹岡議員がしっかりと言われました。基本的には、そういった思いであります。庁舎内での連携がとれていないということで強く言われました。

私は、伊佐の住民の住民の方、こちらのほうには、私は住民の方の有志の方に、この門に関しまして、今老朽化でいろいろ大変な状況であるから、これについてはどうしましょうかと、私は、議員または庁舎とか、それ以前の問題として、伊佐町の住民の皆さんに有志の方に、まず第一にこれをどうしましょうか、これが本当にするのが私は誠意がある対応ではないかと私は思っています。

そういったところを一番大事なところを私は抜かされているということは大きな私は問題ではないかと、このように思っております。個人的には、例の100周年のとき、この教育委員会、標柱立ったときに、一所懸命そこまで対応された方の先代のお話も聞きましたし、もう考えられん対応である。伊佐の住民の皆さんから、そういったことも伺っております。

しっかりと、まず私はこういった問題に関しましては、地元の方に対して、何で問い合わせをしなかったか。そのこのところを今後とも、さまざまな面での対応については、私は地元というものを大事にしていく。そういった対応が大事である。そして、庁舎のほうの連携についても、私はしっかりと進めていくことが重要であると思っておりますので、今後とも、そういったところの思いというのを忘れずに対応していただきたいということでもあります。

議会運営委員会のときには、崩したその大きな柱等のはのけているようなことも、ちょっとお伺いしましたので、その門柱、門の柱、そういったところを何とかそれを活用して、この伊佐にあったこの奇兵隊駐屯、ここに本当にパワースポットとしてありますので、その思いがしっかりと伊佐の地域の住民の皆さん、そして、さまざまな関係者がそこに行けば、そういう思いがきちっと、思いが、当時の思いがね、きちっと理解できる。そういう形のを何らかの形で、私は進めていただきたい。このように思っております。

いずれにしても、地元をしっかりと大事にしている部分というものが薄かったんではないか。今後、どうか、そういった点を忘れず、対応していただきたい。こういったことをございます。

お答えはもういいです。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第1回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時30分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年1月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃